平成２５年（フ）第１９２号
新潟県長岡市脇野町1321番地
債務者　高野　彰也
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
静岡県富士宮市淀師157番地の４　レオパレスアーバンブリッジ俎板204号室、前住所静岡県富士宮市外神東町248番地の５　ソレイユ外神201
債務者　生駒　道朗
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１５７１号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目８番12号　サンパーク白菊Ⅲ―201号
債務者　小野寺久恵（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７１５号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目２番11―102号
債務者　初村　勇希
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５７号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番３―103号
債務者　山口　勝克
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８６１号
北海道石狩市花川南７条３丁目171番地
債務者　大井　栄子（旧姓関谷）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９６０号
札幌市西区宮の沢１条５丁目23番１―403号
債務者　能戸ゆかり
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９８４号
札幌市東区北40条東１丁目４番６号　カレジャスコート101号
債務者　大内　和邦
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９９０号
札幌市中央区南16条西８丁目１番38号　クローバー山鼻７号
債務者　吉田　和子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２００９号
札幌市東区北37条東１丁目２番13号　北37条シティハイツ６号
債務者　西山　　強
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０３５号
北海道江別市野幌松並町10番地の１　ハウスモリエール102号室
債務者　大塚　泰規
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０４５号
札幌市中央区南４条東２丁目18番地１　クレジデンス札幌南４条202号
債務者　小原　千絵（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０４７号
札幌市厚別区厚別西２条２丁目６番25号　第２コーポ石川
債務者　前田　智美
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０５８号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目15番25―103号
債務者　滝田　直美
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０号
北海道斜里郡小清水町字小清水894番地
債務者　宮田　好政
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
北海道斜里郡小清水町字小清水894番地
債務者　宮田千津子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
神奈川県平塚市根坂間379番地　ベルハイム101号
債務者　進藤　夏子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部